

<< 高等教育の修学支援新制度 給付奨学金 >>

令和 2 年 4 月から「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、新しい給付奨学金制度が始まりました。

出願資格	本学に在籍し、人物・学業ともに優れ、学業・所得・資産・その他の要件を満たす者。				
募集時期	毎年度 4 月及び 9 月				
受給期間	標準修学年数（留年による延長不可）				
採用通知	出願から 2～3 か月後に本人へ通知。				
支給月額 (注 1)		第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分 (多子世帯)
	自宅通学者 (注 2)	29,200 円 (33,300 円)	19,500 円 (22,200 円)	9,800 円 (11,100 円)	7,300 円 (8,400 円)
	自宅外通学者	66,700 円	44,500 円	22,300 円	16,700 円
給付始期	4 月もしくは 10 月				

- (注 1) 支給月額は、申請時に提出するマイナンバーにより、日本学生支援機構が所得や課税状況等を確認し、第 1～4 区分に分けられます。
- (注 2) 生活保護を受けている生計維持者と同居している場合及び進学後も児童養護施設等から通学する場合はカッコ内の金額になります。